

平成 25 年 12 月 16 日

建設安全対策室

足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会での議論を受けた  
労働者へのアンケート調査の実施について（案）

1 経緯

平成 25 年 10 月 7 日（月）に開催された、第 9 回 足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会において、小野辰雄委員より労働者に対するアンケート調査を実施すべきとの意見表明があった。これを受けて、アンケート調査の実施を検討するもの。

2 アンケートの実施方法

（1）対象者

アンケートの対象者は、建設業に係る安全優良職長厚生労働大臣顕彰受賞者とする。

本顕彰の受賞者は、職長等としての実務経験が 10 年以上であり、職長等として担当した現場において過去 5 年以上、休業 4 日以上労働災害が発生しておらず、自身も職務に必要な各種資格を取得し、各種の安全衛生教育を十分に受講し、更に、安全管理に関する部下の指導教育等に積極的に活動している者である。

このようなことから、建設現場における安全衛生対策に関する有識者として、意見を聴くことは有意義と考えられる。

（2）実施人数

平成 10 年度から平成 24 年度までの受賞者（概ね 1000 人程度）とする。

（3）実施時期

平成 26 年 1 月に実施し、2 月には取りまとめることとする。

（4）実施主体

建設安全対策室とする。

（5）アンケート内容

ア 第 7 回検討会の資料 4 の論点に係る対策に対する意見の照会

イ 第 8 回及び第 9 回検討会における各団体の意見表明において指摘された論点に係る対策に対する意見の照会

を踏まえた内容（アンケート調査票案）を事務局で作成し、検討会で議論した上で決定する。

## 足場からの墜落防止措置に係るアンケート調査票（案）

## I 年齢、職種、経験年数に関する事項

1 あなたの年齢、経験年数、今の業務に就いてからの経験年数について該当するものに○をつけてください。

(1) 年齡 (滿年齡)

- ①20～29歳      ②30～39歳      ③40～49歳  
④50～59歳      ⑤60～70歳      ⑥70歳以上

(2) 職種

- ①型わく工      ②左官      ③とび工      ④鉄筋工      ⑤電気  
⑥配管工      ⑦大工      ⑧造園工      ⑨上記に該当しない職種

(3) 今の業務についてからの経験年数

- ① 10年未満 ② 10年以上20年未満 ③ 20年以上30年未満 ④ 30年以上

## II 業務で使用している足場に関する事項

1 あなたが業務で主に使用している足場の種類は次のうちどれですか。

- ①わく組足場 ②くさび緊結式足場(本足場) ③くさび緊結式足場以外の単管足場(本足場)  
④一側足場 ⑤つり足場 ⑥うま足場 ⑦その他の足場  
⑧足場は使用する作業はほとんどない(脚立、作業台のみの使用を含む)

➡「⑧」を選択した方は、これでアンケートは終了です。御協力ありがとうございました。

2 あなたが業務で主に使用している足場の高さは次のうちどれですか。

※ 足場のうち最も高い層の作業床（足場板）の高さをお答えください。

- ① 2メートル未満                      ② 2メートル以上5メートル未満  
③ 5メートル以上10メートル未満    ④ 10メートル以上

3 あなたは手すり先行工法による足場での作業の経験はありますか。

- ①経験あり                      ②経験なし

4 あなたやあなたにとって身近な同僚等が足場から墜落した経験はありますか。

- ①自らが足場から墜落した経験がある      ②同僚等が足場から墜落した経験がある  
③そのような経験はない

### Ⅲ 足場からの墜落防止措置に関する事項

1 あなたは足場の組立ての作業を行うことはありますか。

- ①ある      ②ない →「②」を選択した方は、2へお進みください。

➡「①」を選択した方は、次の1-1、1-2、1-3にもお答えください。

1-1 次の手すり先行工法による足場の組立て作業のうち、あなたが経験したもののすべてに○をつけてください。

- ①手すり先送り方式・わく組足場                      ②手すり据置き方式・わく組足場  
③手すり先行専用足場方式・わく組足場              ④手すり先送り方式・くさび緊結式足場  
⑤手すり先行専用足場方式・くさび緊結式足場

1-2 足場の最上層で組立て作業を行う場合の墜落防止措置として、次の措置をどのように思いますか。また、差し支えなければ、そのように考える理由を記入してください。

(1) 足場の両側に一層下から先行して設置した手すり

- ① 適当                      ② 適当であるが、問題がある                      ③ 不適当

理 由

(2) 足場の外側に一層下から先行して設置した手すりに安全帯をかける

- ① 適当                      ② 適当であるが、問題がある                      ③ 不適当

理 由

(3) 一層下から先行して設置した親綱に安全帯をかける

- ① 適当                      ② 適当であるが、問題がある                      ③ 不適当

理 由

(4) 一層下から先行して設置した建地のポケットに安全帯をかける

- ① 適当                      ② 適当であるが、問題がある                      ③ 不適当

理 由

1-3 足場の最上層は作業床（足場板）があれば、安全帯をかけられる手すり、親綱、建わく等が設置されるまでの間、一時的に安全帯を使用しないことがありますか。

- ①ある      ②ときどきある      ③ほとんどない      ④ない

2 わく組足場を作業床として使う場合（足場の外側には、交さ筋かい、下さん及び飛来落下防止用のメッシュシートが設置されており、足場の躯体側での作業を行うものとします。）、足場の外側の墜落防止措置として、次の措置をどのように思いますか。

(1) 上さんの設置

- ①必要                  ②必ずしも必要ではないが、望ましい                  ③不要  
④その他（                                                 ）

- (2) 足場板等により建地と作業床のすき間を狭くする

①必要

②必ずしも必要ではないが、望ましい

③不要

④その他（

- (3) 幅木等により下さんの下のすき間を狭くする

①必要

②必ずしも必要ではないが、望ましい

③不要

④その他 (

- 3 くさび緊結式足場を作業床として使う場合（足場の外側には、手すり（作業床からの高さ 90 cm）、中さん（作業床からの高さ 45 cm）及びメッシュシートが設置されており、足場の躯体側での作業を行うものとします。）、足場の外側の墜落防止措置として、次の措置をどのように思いますか。

- (1) 足場板等により建地と作業床のすき間を狭くする

①必要

②必ずしも必要ではないが、望ましい

③不要

④その他 (

- (2) 幅木等により中さんの下のすき間を狭くする

①必要

②必ずしも必要ではないが、望ましい

③不要

④その他（

- 4 足場の躯体側での作業では、一時的に手すりや交さ筋かいを取り外す場合がありますが、あなたは、このような場合の躯体側の墜落防止措置としてどのような措置を実施していますか。該当するものすべてに○をつけてください。

### ①安全帯の使用

## ②張出し足場の設置

### ③安全ネットの設置

#### ④作業後の手すり等の復旧

### ⑤手すり等復旧後の点検

⑥その他（

▶「②」又は「③」を選択した方は、次の4-1にもお答えください。

- 4-1 あなたは、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがない躯体と足場板とすき間の基準を示される必要があると思いますか。

①必要

②必ずしも必要ではないが、望ましい

③不要

④その他（

- 5 あなたは、足場の組立て等の作業に係る業務に従事する労働者に対する安全のための特別の教育が必要だと思いますか

①必要

②必ずしも必要ではないが、望ましい

③不要

④その他（

6 あなたは、足場を使用する労働者（足場の組立て等の作業に係る業務に従事する労働者を除く。）に対する安全のための教育が必要だと思いますか

- ①必要                      ②必ずしも必要ではないが、望ましい                      ③不要  
④その他（                      ）

7 あなたは、足場の組立て等作業主任者が足場の組立て等作業主任者技能講習を修了することに加えて、定期的な能力向上教育が必要だと思いますか

- ①必要                      ②必ずしも必要ではないが、望ましい                      ③不要  
④その他 (                      )

8 あなたは、足場の組立て・変更後の点検を確実に実施するためには、足場の組立て・変更後の足場における作業を行う事業者が作業開始前に点検を行うことに加え、次のような者による点検の必要があると思いますか。

(1) 足場の組立て・変更を依頼した元方事業者等の注文者

- ①必要      ②必ずしも必要ではないが、望ましい      ③不要  
④その他（ ）

(2) 足場の組立て・変更を行った者以外の十分な知識・経験を有する第三者<sup>注</sup>（あなたが建設工事に従事する現場の関係者以外の者をいいます。）

- ①必要                  ②必ずしも必要ではないが、望ましい                  ③不要  
④その他（ ）

注 十分な知識・経験を有する第三者には、

- ① 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法（以下「法」という。）第１９条の２に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者
- ② 法第８１条に規定する労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第８８条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ③ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検について①又は②と同等の知識・経験を有する者

が該当します。

以上でアンケートは終了です。御協力ありがとうございました。